

令和8年4月8日  
監査委員事務局

## 住民監査請求に係る意見陳述について

唐津市在住の個人から地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求（唐津市職員措置請求書）が提出され受理しました。

については、地方自治法第242条第7項に基づく請求人による意見陳述の聴取を実施します。

### 1 日時

4月21日（火） 14時から1時間程度

### 2 場所

市役所大手口別館6階会議室

### 3 住民監査請求の要旨

別紙のとおり

### 4 その他

陳述中の写真、ビデオ等の撮影および録音は禁止します。

ただし、監査委員が許可した場合において、陳述開始前に限り撮影を認めます。

本件の問い合わせ先

監査委員事務局

担当：塚本

電話：直通 72-9164（内線 3411）

## 住民監査請求の要旨

(請求書の原文のとおり)

### 唐津市健康サポートセンター法面整備工事に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の趣旨

唐津市健康サポートセンター法面整備工事は令和4,5,6年の三年度で実施されたが、令和6年度(分の)工事は、令和4ないし5年度事業であるはずだった、いわばやり残した部分(区域)を整備したものです。

令和4,5年度工事の〈境、区分〉は、市は定かにしませんが、両工事の際設置した「丁張」のところまで工事がなされない状態(形状・外形)で、「完成」とされていました。令和6年度工事でその「(4・5年度の)丁張」があったところまで法面が整備下にすぎません。

それは4年度ないし、5年度(の可能性が濃厚)の「未了部分の補填」に他ならず、6年度工事はやり残しの繕いで「無駄」と言わざるを得ません。

工事代金を3・4%引きで「完成」としていた「5年度工事」は、「未完では」との監査請求に対し、貴監査委員が妥当(完成)としている過去から、まぎれもなく「完成」していたということになります。ということは、完成したところでの(「未施工部分」)を整備(工事)した6年度工事は、まぎれもなく貴重な税金(予算)の浪費にほかなりません。

そこには、不可解な理由で何度も「工期延期」したり、関係した職員が「あれは完成じゃなか」といったり不思議な経緯をたどっています。ぜひ、その「不思議の〈解〉」を詳らかにし、令和6年度工事は、工事費3,4%引きで完成、とした同5年度の「未完成」のままだった部分で、同5年度で「完成させるべき工事(ところ)」に施したにすぎません。よって、同6年工事は無駄ということになります。そこで、同6年度工事費「1210000円」から、少なくとも同5年度で3,4%引きとした額(44000円)を差し引いた額を、同5ないし6年度工事に関係した職員に、市に返還するよう求め、加えて類似案件の再発防止につながる監査(判断)を求めます。